

# 勝連地域の良好な居住環境の保持・形成に向けて… 「特定用途制限地域」の指定について検討を始めます。

- 平成25年10月に予定している勝連地域での『特定用途制限地域』の指定に向けて検討を始めます。
- すでに平成24年4月1日に石川地域、平成24年12月3日に具志川地域で指定されており、今後は勝連地域、与那城地域と順次検討していきます。

## ■「特定用途制限地域」とは、「地域にとって望ましくない建築物の立地を法的に制限する(建てられなくする)」制度です。

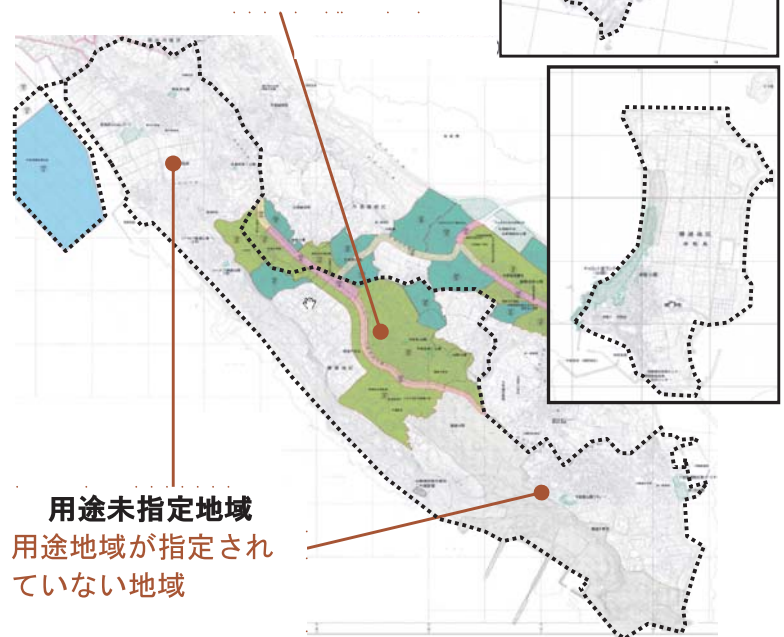
- 都市計画区域内の「用途未指定地域」は、都市計画法による建築物の用途の制限が緩い地域です。
- このため、用途未指定地域では、地域にとって望ましくない建築物※の立地が進む可能性があります。
- 「特定用途制限地域」は、これらの望ましくない建築物※の立地を制限する(建てられなくする)制度です。

※「望ましくない建築物」とは、その地域に生活する上で、騒音や振動、悪臭、渋滞、日照の問題や、深夜営業などによる光害や治安の悪化、通学路の危険性の増加など、様々な問題の発生要因となる建築物です。

### うるま市都市計画図（勝連地域）

#### 用途地域

土地利用を制限・誘導するため、都市計画法に基づき地区毎に「建てられる建築物」「建てられない建築物」を定める地域



## 勝連地域での特定用途制限地域の指定について説明会を開催します。

- 日時：平成25年5月30日（木）19：00～21：00
- 場所：シビックセンターホール

※説明会の日時・場所に変更がある場合はホームページ等でお知らせします。

問い合わせ：都市計画課 計画係（石川庁舎2階） ☎965-5620